

第46回 全国環整連全国大会の開催にあたり

10・8通知において、一般廃棄物処理は「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明記されています。

しかしながら全国では、区域の定めのない一般廃棄物処理計画が散見され、また一般廃棄物処理事業における委託契約においては、競争原理を前提とした入札行為が行われております。

全国環整連に託された使命は、各道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握しメリットと成るよう活動する義務があります。

全国の市町村において問題となっている、各道府県の会員では解決できていない区域割り、入札の問題に正面から取り組みます。

近い将来、次の世代に指導部を引き継ぐ時、環境省が発出した10・8通知が、どの県であっても実行されている実態を作り上げることが必要です。

実効性のある全国環整連の「活動指針」を明確にします。

全国環境整備事業協同組合連合会

会長 玉川 福和

大会実行委員長 中田 紀幸



祝　辞

環境省 環境再生・資源循環局長
土居 健太郎

本日、ここに全国環境整備事業協同組合連合会第46回全国大会がかくも盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

貴連合会の皆様方が、一般廃棄物の適正処理や浄化槽の清掃など、日頃より生活環境の保全、公衆衛生の向上のために御尽力されていることに対し、深く敬意を表するとともに、環境再生・資源循環行政の推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年は毎年のように自然災害が発生し、災害に対する事前の備えの重要性が改めて認識されています。環境省では、災害廃棄物に対する平時の備えを充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援や、貴連合会にも御参画いただいている災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)などを通じた国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物の適正処理は、地域の生活環境保全・公衆衛生確保のために厳然として不可欠です。一般廃棄物の適正処理の確保のために非常に重要なのが、市町村の統括的な責任です。この重要性に鑑み、これまで「6.19(ろくてんいちきゅう)通知」、「10.8(じゅっぽち)通知」を発出しています。市町村において、廃棄物処理法の目的及び趣旨に基づく一般廃棄物処理計画の策定及び運用が適切になされるよう、引き続き周知徹底を図ってまいります。

浄化槽については、現在でも全国で未だ約990万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しております、老朽化が進んでいるものも多数存在する状況であるため、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き強力に進めていく必要があります。

また、2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度までの温室効果ガス46%削減目標を受けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。

そのため、環境省では、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進するために必要な予算の拡充を図っているほか、省エネ型浄化槽の改修・交換やそれらと併せた再生可能エネルギー設備の導入への補助等の支援を行っているところです。

環境省としても、これらの施策を通じて、皆様方とよく連携しながら、合併処理浄化槽による汚水処理対策の推進をしっかりと支援してまいります。

最後に、皆様のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

資料目次

1. 開催要綱 4

- ①大会次第 4
- ②被表彰者名簿 5

2. 講 演 15

演 題：一般廃棄物の適正処理の推進について
講 師：環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長 筒井 誠二 様

3. パネルディスカッション 57

テーマ：「環境省 10・8 通知」

4. 協賛広告 75

大 会 次 第

日 程 令和4年8月2日(火)

会 場 ホテルニューオータニ

大会式典

時 間 [受 付] 11:30～13:00

[式 典] 13:00～14:15

会 場 芙蓉の間

講演・パネルディスカッション

時 間 14:30～17:40

講 演 [演 題]

「一般廃棄物の適正処理の推進について」

講師：環境省廃棄物適正処理推進課長

筒井 誠二 様

パネルディス
カッション [テーマ] 「環境省 10・8 通知」

会 場 芙蓉の間

指 針

時 間 17:40～17:50

会 場 芙蓉の間

懇親会

時 間 [受 付] 18:00～

[懇親会] 18:30～20:30

会 場 鶴の間



全国環整連 第46回全国大会 優良役員・優良従業員表彰者名簿



優良役員表彰

15 名

優良従業員表彰

83 名

(勤続年数40年以上 4名)

(勤続年数30年以上 9名)

(勤続年数20年以上 46名)

(勤続年数15年以上 24名)

優良役員表彰

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
かくた けんすけ 角田 憲亮	(有)津軽清掃	青森県環境整備事業協同組合
さとう きよし 佐藤 清	(株)エルデック	山形県環境整備事業協同組合
いしい よしのり 石井 吉典	米沢清掃(有)	山形県環境整備事業協同組合
にしほら まさのり 西原 政範	(有)中央清掃	山形県環境整備事業協同組合
ごとう しげみつ 後藤 重光	アイデンティ(株)	山形県環境整備事業協同組合
ふじた しゅういち 藤田 周一	フジ住設工業	福島県環境整備協同組合連合会
すずき たつや 鈴木 達也	(株)カソスイ	福島県環境整備協同組合連合会
いいづか よしゆき 飯塚 泰行	(有)山水総業	静岡県環境整備事業協同組合
たかはし いさむ 高橋 勇	中遠環境保全(株)	静岡県環境整備事業協同組合
すずき ゆきはる 鈴木 雪春	(株)袋井清掃	静岡県環境整備事業協同組合
みやうち おさむ 宮内 理	中衛工業(株)	岐阜県環境整備事業協同組合
たけだ せいいち 武田 誠一	(有)武田清掃	和歌山県環境整備事業協同組合
やまもと ひろゆき 山本 弘幸	(有)山本清掃舎	和歌山県環境整備事業協同組合
よしむら ひでき 吉村 英樹	(有)吉村環境	和歌山県環境整備事業協同組合
たかやま こういち 高山 浩一	日の丸環衛工業(有)	広島県環境整備事業協同組合

(合計15名)

優良従業員表彰（勤続40年の部）

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
のむら あきら 野村 明	株美濃加茂浄化槽	岐阜県環境整備事業協同組合
うえすぎ やすゆき 上杉 保幸	(有)梅村総業	岐阜県環境整備事業協同組合
たかはし ひでや 高橋 英也	中衛工業(株)	岐阜県環境整備事業協同組合
ふじた ゆうじ 藤田 裕治	大五産業(株)	滋賀県環境整備事業協同組合

(合計4名)

優良従業員表彰（勤続30年の部）

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
わかばやし つよし 若林 剛	谷川環境衛生開発株	青森県環境整備事業協同組合
ふくだ まさゆき 福田 雅之	(有)十和田浄化槽センター	青森県環境整備事業協同組合
わたなべ たかし 渡辺 隆	(有)十和田浄化槽センター	青森県環境整備事業協同組合
いまい としゆき 今井 俊之	(有)十和田浄化槽センター	青森県環境整備事業協同組合
はたけやま ひろひと 畠山 浩人	県南環境保全センター(株)	青森県環境整備事業協同組合
おがさわら たかひろ 小笠原 貴弘	県南環境保全センター(株)	青森県環境整備事業協同組合
ふじた しげる 藤田 茂	大五産業(株)	滋賀県環境整備事業協同組合
はやし ゆきお 林 幸夫	守山環整(株)	滋賀県環境整備事業協同組合
かわばた しげお 川端 滋夫	守山環整(株)	滋賀県環境整備事業協同組合

(合計9名)

優良従業員表彰（勤続20年の部）①

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
木部 浩司 きべ こうじ	(有)佐井清掃	青森県環境整備事業協同組合
小峰 寿行 こみね としゆき	勿来清興(株)	福島県環境整備協同組合連合会
今井 洋一 いまい よういち	勿来清興(株)	福島県環境整備協同組合連合会
小林 勇雄 こばやし いさお	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
皆井 武史 みない たけし	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
大堀 健一 おおほり けんいち	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
目黒 正人 めぐろ まさと	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
帆苅 成晃 ほがり まさあき	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
遠藤 喜恵子 えんどう きえこ	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
飯村 雅彦 いいむら まさひこ	会津清掃(有)	福島県環境整備協同組合連合会
金成 陽子 かななり ようこ	(有)クリーンハンズ	福島県環境整備協同組合連合会
中村 薫 なかむら かおる	(有)クリーンハンズ	福島県環境整備協同組合連合会
遠藤 美香 えんどう みか	いわき市環境整備事業協同組合	福島県環境整備協同組合連合会
樋田 勉 といた つとむ	いわき市環境整備事業協同組合	福島県環境整備協同組合連合会
市川 正克 いちかわ まさかつ	いわき市環境整備事業協同組合	福島県環境整備協同組合連合会
上野 誠 うえの まこと	クリーン大野(有)	岐阜県環境整備事業協同組合
伊藤 克己 いとう かつみ	東清(株)	岐阜県環境整備事業協同組合
森 政弘 もり まさひろ	中衛工業(株)	岐阜県環境整備事業協同組合
柘植 和久 つげ たかひさ	東海環境事業(株)	岐阜県環境整備事業協同組合
山川 秀敏 やまかわ ひでとし	(株)津市環境公社	三重県環境整備事業協同組合

優良従業員表彰（勤続20年の部）②

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
しのはら あつお 篠原 淳朗	株タケノウチ	滋賀県環境整備事業協同組合
やまだ まさみ 山田 真実	株日映日野	滋賀県環境整備事業協同組合
たち としひろ 館 俊宏	株丹後衛生公社	京都府環境整備事業協同組合
ますだ ういち 増田 宇一	株丹後衛生公社	京都府環境整備事業協同組合
おおにし ひろき 大西 裕公	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
むろた としひこ 室田 俊彦	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
むらかみ かつしげ 村上 勝重	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
おおはし としひこ 大橋 稔彦	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
あべ ひろし 阿部 博士	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
うめだ かつまさ 梅田 勝正	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
おばた やすひこ 小畑 泰彦	大西衛生(株)	京都府環境整備事業協同組合
きぬがわ じゅんや 衣川 淳也	(株)クリア	京都府環境整備事業協同組合
たどころ てるあき 田所 照章	株尾崎衛生舎	和歌山県環境整備事業協同組合
やまだ かずひこ 山田 和彦	(有)新栄	和歌山県環境整備事業協同組合
きしもと かつら 岸本 桂	(有)新栄	和歌山県環境整備事業協同組合
こたき りゅうじ 小瀧 竜司	(有)溝畑	和歌山県環境整備事業協同組合
ささき あやこ 佐々木 紗子	(有)尾道クリーンサービス	広島県環境整備事業協同組合
ささき たかひろ 佐々木 隆弘	株コスモス	広島県環境整備事業協同組合
ないとう あきら 内藤 彰	株コスモス	広島県環境整備事業協同組合
さかもと まさひろ 坂本 政宏	株コスモス	広島県環境整備事業協同組合

優良従業員表彰（勤続20年の部）③

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
たけひろ けいいた 竹廣 慶多	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
むこうだ かずや 向田 和也	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
よしの ひでのり 吉野 秀則	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
まつもと えみこ 松本 恵美子	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
やすい けんじ 安井 建二	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
かんばら しゅうじ 神原 修治	(有)尾道クリーンサービス	広島県環境整備事業協同組合

(合計46名)

優良従業員表彰（勤続15年の部）①

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
なかみち けんじ 中道 健二	(有)古沢清掃社	青森県環境整備事業協同組合
さかもと かずひろ 坂本 和広	(有)古沢清掃社	青森県環境整備事業協同組合
すずき たけし 鈴木 豪	協業組合 県北清掃公社	宮城県環境整備事業協同組合
かとう かずひろ 加藤 和宏	協業組合 県北清掃公社	宮城県環境整備事業協同組合
きくち やちよ 菊池 八千代	協業組合 福島県南環境衛生センター	福島県環境整備協同組合連合会
たしろ かつお 田代 勝男	大同特殊開発(有)	福島県環境整備協同組合連合会
せなみ ゆうた 瀬浪 雄太	(株)鳥羽産業	三重県環境整備事業協同組合
やまもと とうごう 山本 藤郷	(株)鳥羽産業	三重県環境整備事業協同組合
まつもと ともあき 松本 知朗	(株)大西衛生	京都府環境整備事業協同組合
あおやぎ じょうじ 青柳 讓二	(株)大西衛生	京都府環境整備事業協同組合
まつみ ひろし 松見 浩	(株)大西衛生	京都府環境整備事業協同組合
いえもと けんた 家本 賢太	小椋リビングクリーン(株)	和歌山県環境整備事業協同組合
しじど あゆむ 宍戸 歩	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
まつもと とおる 松本 透	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
いなぐさ たけし 稻草 剛志	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
まつもと けんたろう 松本 健太郎	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
さかね まさよし 坂根 昌佳	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
はやし てるひこ 林 輝彦	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
にった ゆきふみ 新田 幸文	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
よこやま たつのり 横山 辰徳	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合

優良従業員表彰（勤続15年の部）②

(敬称略)

氏名	所属企業	所属組合
ひだか だいすけ 日高 大輔	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
くろせ りゅうじ 黒瀬 竜治	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
にしひら たかゆき 西平 和由	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合
とみさだ まさし 富貞 昌志	(株)コスモス	広島県環境整備事業協同組合

(合計24名)

資料①

小浜市一般廃棄物 新規許可問題

年月日	事実	
1981年 (S56) 4月1日	既存業者 ごみ許可取得	創業 S33年、し尿汲み取り業者、浄化槽清掃業者
2001年 (H13) 10月1日	新規業者 A 許可取得	設立 H13年7月11日、許可申請 H13年7月17日 (H15, H17, H19年更新)
2004年 (H16) 4月1日	新規業者 B 許可取得	設立 H8年、本社兵庫県、古紙業者、 許可申請 H16年3月29日 (H18年更新)
2006年 (H18) 5月25日	既存業者が市長 を提訴	提訴理由 ① 許可業者 A 及び B への許可更新処分の取消請求 ② 国家賠償法による損害賠償請求 50万円
2010年 (H22) 9月10日	福井地裁判決 (原告敗訴)	廃棄物処理法第7条による許可処分が、既存の許可業者等の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る <u>独占的地位ないしその経営の安定などの営業上の利益を当該許可業者等の個別的利益として保護する趣旨を含むものであるとは解されない。</u>
2011年 (H23) 6月1日	名古屋高裁判決 (原告敗訴)	同条及びその関連法規中には、 <u>一般廃棄物処理業者の経済的利益を個別に保護する趣旨の規定は見当たらない。</u>
2013年 (H25) 5月8日	既存業者廃業	代表高齢、後継者不在による廃業
2014年 (H26) 1月28日	最高裁判決 (高裁差し戻し・ 原告適格認定) 原告勝訴	① <u>廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。</u> ② <u>一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。</u> ③ <u>その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。</u>
2014年 (H26) 10月8日	10・8通知発出	

資料②

10・8通知

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれても貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第 3 条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱つ

ていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成 26 年 1 月 28 日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」
- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業又是一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

資料③

廃棄物処理法

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

令第四条 法第六条の二第二項 の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

1 1 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

1 4 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

廃棄物処理法における欠格要件及び罰則について

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至つたとき。
- 二 第七条第五項第四号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第七条第五項第四号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。
- 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第七条第五項第四号

イ心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニこの法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問

わざ、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

刑法とは・・第204条（傷害）・第206条（現場助勢）・第208条（暴行）

第208条の2（凶器準備集合及び結集）・第222条（脅迫）・第247条（背任）

罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者
- 二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。）を受けた者

- 三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者
 - 四 不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者
 - 五 第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者
 - 六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
 - 七 第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者
 - 八 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
 - 九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者
 - 十 第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者
 - 十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者
 - 十二 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
 - 十三 第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者
 - 十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
 - 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
 - 十六 第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者
- 2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑
- 2 前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

浄化槽法

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

浄化槽法施行規則

第十二条 法第三十六条第一号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 二 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 三 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 四 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。

合特法

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 (昭和50年5月23日法律第31号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

(目的)

第1条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第3条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業(以下「合理化事業」といふ。)に関する計画(以下「合理化事業計画」といふ。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

- 2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他環境省令で定める事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるとときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第4条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(合理化事業の実施)

第5条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)

第6条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第8条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第9条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月27日法律第104号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年5月8日法律第54号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条中地方自治法別表第1から別表第4までの改正規定(別表第1中第8号の2を削り、第8号の3を第8号の2とし、第8号の4及び第9号の3を削り、第9号の4を第9号の3とし、第9号の5を第9号の4とする改正規定、同表第20号の5の改正規定、別表第2第2号(10の3)の改正規定並びに別表第3第2号の改正規定を除く。)並びに附則第7条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

第7条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関する必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

4・6通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成5年4月6日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)。以下「法」という)の趣旨及び運用については、既に同法施行通知等により示したところであるが、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び法に基づく合理化事業計画の策定の実態等にかんがみ、今後市町村が合理化計画に策定しようとする場合において、府内関連部局の間で連携を図りつつ、法の目的及び趣旨に従って適正かつ円滑に策定及び実施することにより、一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるとともに、廃棄物の適正な処理を図られるよう、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしくお願ひする。

また、別添のとおり本日付で、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長より、下水道の維持管理業務の民間委託に関する通知が行われたので留意されたい。

なお、本通知の内容については、建設省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 法制定の趣旨

昭和50年10月21日付け各都道府県知事宛て厚生事務次官通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について」の「1制定の趣旨」に示すとおり、し尿の処理等一般廃棄物処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実情にあること、しかもし尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行われなければならない事情にかんがみ、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与しようとする趣旨のものであること。

2 合理化事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 合理化事業計画の内容

市町村が合理化事業計画を策定するに当たっては、上記事務次官通知の「2合理化事業計画」に示すとおり、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を的確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うべきものであること。

なお、合理化事業計画の具体的な内容は、下水道の整備の推進状況、これが地域の一般廃棄物処理業等の経営に及ぼす影響の程度、その他当該市町村における社会経済事情により様々に異なり得るものであるが、他の市町村における策定事例の紹介等、市町村の担当者が合理化事業計画を策定するに当たっての実務上の参考となるような資料の作成については、今後厚生省において検討を行う予定であること。

(2) 合理化事業計画策定の時期

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点からは、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響等について、関係者に対して予め周知を図り、一般廃棄物処理業者等の自助努力を含めた対応を求めることが必要であることから、合理化事業計画については、下水道に係る事業計画等必要な資料が整い、当該市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。

3 一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置としては、法第3条第2項において、合理化事業計画に定める事項として、一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正並びに資金上の措置が規定されているが、このうち事業の転換においては、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設のそれぞれ維持管理業務、環境衛生及び清掃関係業務その他の市町村が民間事業者に委託することができる業務であって、地域の一般廃棄物処理業者等の知識、技術、経験等からみて、これらの者の事業の転換のための業務として適当なものも考えられることから、当該業務を所管する府内関連部局との連携により、できる限りその活用に努めること。廃棄物行政主管部局、これらの府内関連部局に対し協力を求めるに当たっては、当該業務の活用による事業の転換について、合理化事業計画に定められる他の措置との関係、計画全体の中で占める位置付け等を明らかにするよう努めること。

なお、農業集落排水施設の維持管理については、別添のとおり、平成3年12月20日付で、農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長より通知が行われているので留意すること。

4 市町村の府内関連部局との連携協力

上記3に定める場合のほか、法が制定された趣旨を踏まえて一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための対策を講じる場合には、市町村の廃棄物行政主管部局は、府内関連部局と緊密な連携を図ることにより、その趣旨が達成されるよう配慮すること。

5 その他

- (1) 都道府県廃棄物行政主管部局においては、合理化事業計画の策定及び実施その他法の運用について、管下市町村に対する指導、助言を行うとともに、必要に応じ関係市町村の間で連絡協力が行われるよう配慮すること。
- (2) 合理化事業計画の策定及び実施により一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるためには、一般廃棄物処理業者等による自助努力が期待されることから、これを支援するため、市町村の廃棄物行政主管部局は、下水道の整備による経営への影響の見通しについての情報提供、事業の転換等業務の安定のために必要な対応についての助言、指導等についても府内関連部局との連携協力の上検討すること。

3・29通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成6年3月29日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成5年4月6日衛環第120号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしくお願ひする。

記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るために、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることが必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

合理化計画の策定要領

はじめに

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）の趣旨に基づいて、全国の市町村では、①金銭措置を講じたもの、②代替業務を提供したものの、③従業員の雇用対策が講じたもの、等それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況等に基づいて多種多様な支援措置が講じられてきた。こうした実態の背景としては、“一般廃棄物処理業等”と一口に言っても地域によってかなり異なる形態で行われてきたこと、また、下水道の普及状況が全国一律ではないため、いざ実行の段になるとその時々の社会経済状況を反映する等の側面があるものと考えられる。ともかく、これまで市町村は、それぞれに試行錯誤しながら固有の支援策を選択してきたのが実情である。

この要領は、今後下水道の普及により著しい影響を受ける一般廃棄物処理業者等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対して支援策を講じようとする市町村が、「合特法」に基づく合理化事業計画を作成することを容易にするために作成したものである。

1 「合特法」の概要

本法律は、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業をいう。以下同じ。）が下水道の整備等により

受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された。

近年、下水道の整備は全国的な規模で進展し、これに伴い一般廃棄物処理業者等はその事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前までその全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない。

このような事情にかんがみ、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与することを目的とするものである。

2 租税特別措置の概要

昭和60年の「合特法」の一部改正により、第3条第2項において資金上の措置に関する事項を合理化事業計画に定めることとされ、平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知により、一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額（以下「減価補てん金」という。）並びに転廃業を助成するために所定の計算式によって算定した金額（以下「転廃業助成金」という。）については、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象となることになった。

3 合理化事業計画の策定に当たっての留意点

各市町村においては、下水道の普及状況が一定の段階になると、著しく影響を受ける一般廃棄物処理業務等（し尿等の処理に係る業務をいう。以下同じ）の縮小又は廃止の対策を進める必要性が生じてくると予測される。これまでの実例を見てみると、「合特法」に基づく合理化事業計画の事例は非常に少ないので、次の諸点に留意され、「合特法」に基づく合理化事業計画を策定されるよう努められたい。

- (1) 「合理化事業計画」は、下水道に係る事業計画等必要な書類が整い、その市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。
- (2) 近隣都市及び同規模の他都市の前例や計画の情報収集に努めること。
- (3) 一部事務組合等複数の市町村に關係する広域的対応が必要な場合は、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ調整を依頼すること。

4 合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「○○○市（町村）合理化事業計画」

1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等、

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和○○年から委託制となり（昭和○○年から許可制となり）、現在

に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇kℓであり、別表1の〇〇業に委託されている（許可されている）。

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

（1）目標

本市（町村）における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。

（2）対象

別表1の業者を対象とする。

（3）実施期間

平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間とする。

* 5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

（4）実施方法

本市（町村）は、次の支援策（援助策）を実施する。

* 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するよう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

① ごみ処理（再生を含む）業務

② 下水道汚泥運搬処分業務

③ 下水道管路施設の維持管理業務

④ 下水道処理施設の維持管理業務

⑤ 農業集落排水施設の維持管理業務

⑥ 道路清掃管理業務

⑦ その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9 添付書類

- (1) ○○○市（町村）一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等との委託契約書等
- (3) 公共下水道の事業計画及び許可書の写し
- (4) 公共下水道の供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

（別表 1）

し尿等の処理委託（許可）業者名簿

平成○○年○○月○○日現在

業者名	代表者名	住所	電話番号	保有車両台数	備考
合 計					

（別表 2）

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成○○年度	平成○○年度	平成○○年度	平成○○年度
全 市 町 村 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処 理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し 尿 等 の 要 処 理 人 口				
し 尿 等 の 要 处 理 量				

（各年度○○月○○日現在、単位：人口千人、し尿等量：千kℓ）

注）一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥ごとに区分して位置づけること。

（別表 3）

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成○○年度	平成○○年度	平成○○年度	平成○○年度
年間し尿等の要処理量				
1 台当たり年間処理量				
要 処 理 車 両 台 数				
要 減 車 両 台 数				
減 車 計 画 台 数				
委 託 総 車 両 台 数				
1 社 当たり車両台数				

（単位：し尿等量はkℓ、車両台数は台）

注 1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥ごとに区分して位置づけること。

協賛廣告

協 賛 企 業 一 覧

株式会社日環商事	77
株式会社テクノ高楓	78
笠原理化工業株式会社	79
株式会社モリタエコノス	80
株式会社ジーテック	81
環境工学研究所株式会社	82
協業組合福島県南環境衛生センター	83
東邦車輛株式会社	84
中部エコテック株式会社	85
株式会社東興化学研究所	86
株式会社昭和衛生センター	87
安永エアポンプ株式会社	88
株式会社トスバックスистемズ	88
大晃機械工業株式会社	89
栗野事務機	89
日東工器株式会社	90

(順不同)

きれいな水を
残したい...
これが当社の
願いです。

水処理関連機器と情報を
金沢から全国に



取扱商品	エアーポンププロワー ガス検知器・送排風機 電動工具・制御機器
	水中ポンプ・陸上ポンプ 配水管清掃機器・薬剤 净化槽関連部品
	給水ポンプ・薬注ポンプ 産業用ベルト・ホース マンホール・記録紙
	水質検査器・理化学機器 净化槽用消毒剤・維持管理剤 その他

所有資格 医薬品販売業許可(卸 第1C0244号) 毒物劇物一般販売登録(第1X0594号)



株式会社 日環商事

本 社

〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地

TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348

FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718

E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101

TEL:087-813-7621 FAX:0120-617-718

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7

TEL:092-558-4828 FAX:0120-617-718

浄化槽用ハイブローエアーポンプが
生まれて50年。きれいな水の保全のため
皆様に協力させてください

HIBLOW®



世界70ヶ国以上にエアーポンプを供給

浄化槽メーカー各社の作動プログラムに簡単設定で対応!
海外向け異電圧にも対応させてもらいます



本社

株式会社テクノ高槻
TECHNO TAKATSUKI CO.,LTD.

代表取締役社長 川崎 正幸
〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町8-16

<https://www.takatsuki.co.jp/>

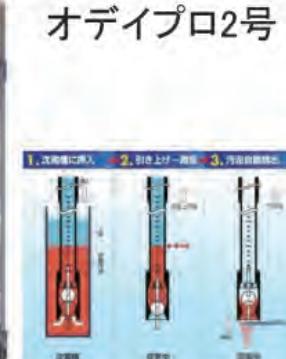
ハイブローグループ

HIBLOW® group

HIBLOW USA INC.
HIBLOW FRANCE S.A.S
HIBLOW SPAIN S.L.
HIBLOW AUSTRALIA PTY LTD
HIBLOW GREINWORTH CO., LTD. (CHINA)

▼ info@hiblow-usa.com
▼ legorgeu@hiblow-eu.com
▼ leandro@hiblow-eu.com
▼ sales@hiblow.com.au
▼ xiangmu-lu@next.takatsuki.co.jp

バックライト機能や、メモリー機能付 新10Zシリーズ 販売開始！！

DO／水温計	pH/ORP／水温計	pH／水温	
<p>DO-10Z</p>  <p>OXNIT® OXNITは笠原理化工業の商標です。 DOセンサーはカートリッジ式 簡単に交換できます。</p>	<p>KP-10Z</p>  <p>KP-10F</p> <p>測定範囲 PH : 0~14pH ORP : 0~±1999mV (KP-10Zのみ) 水温 : 0~50°C 計量法 型式承認 計器本体 : 第SS142号 電極 : 第S142号</p> <p>◇1本の電極でPHとORPを測定可能。 投込み用電極も選択できます。</p>		
<p>CL-10Z</p>  <p>測定範囲 塩素イオン : 0~2000mg/l mV : 0~±1000mV</p> <p>◇高濃度と低濃度測定時で測定レンジが 自動で切替ります。 鉛フリー対応で、IP67相当の防水構造。</p>	<p>SS-10Z</p>  <p>SS-10F</p> <p>測定範囲 MLSS : 0~20000mg/l 深さ : 0~5m(SS-10Zのみ) (ケーブル延長で 10.00m迄測定可能)</p> <p>◇MLSSと界面の同時測定 用途別測定モード選択測定(1~6モード) 鉛フリー対応で、IP67相当の防水構造。</p>		
<p>ミズテッポ1号</p>  <p>水質検査用採水器 Water Sampler 500ml² 1.3L±5ml データ付採水ノズル</p>	<p>オディプロ2号</p>  <p>1. 水槽内に投入 2. 引き上げて測定 3. 方便自動排水</p>	<p>TP-10Z</p> <p>プローブ型 投込み、採水測定</p>  <p>測定範囲 2~200cm 0~2Abs</p>	<p>TP-30</p> <p>一体型 採水測定</p>  <p>測定範囲 2~200cm</p>

塩素イオン計、pH計、
DO計、MLSS計
硫酸銅計、ニッケル計、

KRK笠原理化工業株式会社

〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番地8
TEL. 0480-38-9151(代) FAX. 0480-38-9157
URL : <https://www.krkjpn.co.jp>

人々の暮らしと環境を守る



エコパネル式バキュームカー
「EP-2™」

プレスマスター®
「プレスマスター®」

高圧洗浄車

「ハイプレクリーナー®」

回転式塵芥収集車

「パックマスター®」

強力吸引車

「パワフルマスター™」

お問い合わせ先

本社・工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地 Tel.(079)568-2006 Fax. (079)568-7706

■全国販売網及びサービス網 名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代) 北海道販売総代理店

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代) 静岡支店 Tel.(054)281-2388(代) 株北海道モリタ

Tel.(011)721-4114(代)

埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代) 関西支店 Tel.(072)947-2121(代)

西東京支店 Tel.(042)568-2971(代) 京都営業所 Tel.(075)631-3391(代) 北海道修理サービス総代理店

新潟支店 Tel.(025)265-0276(代) 広島支店 Tel.(082)893-2231(代) 北海道特殊自販株

Tel.(011)791-1578(代)

千葉支店 Tel.(043)243-2737(代) 四国支店 Tel.(087)841-3330(代)

東京支店 Tel.(03)5569-1740(代) 福岡支店 Tel.(092)591-1201(代) 沖縄販売代理店

神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代) 鹿児島支店 Tel.(099)282-8352(代) 有沖縄森田特殊サービス Tel.(098)877-6677(代)

人と地球のいのちを守る

MORITA
株式会社モリタエコノス

北海道販売総代理店

株北海道モリタ

Tel.(011)721-4114(代)

北海道修理サービス総代理店

有沖縄モリタ特殊サービス Tel.(098)877-6677(代)

<https://www.morita-econos.com/>

モリタエコノス

検索

第46回 全国環整連全国大会 ご開催 おめでとうございます！

浄化槽 現場端末システム

Mr. Aqua S
净化槽管理システム

無料訪問デモ実施中！
フリーダイヤル 0120-185374

見やすい記録票



お客様の浄化槽に合わせた適切な点検項目が表示されるため、お客様にとってはもちろん、現場業務を行う担当者にもやさしい記録票です。

個々の浄化槽に合った項目表示

メーカー・処理方式、型式によって異なる点検項目を、適切に表示することにより、効率のよい作業が行えます。



自動所見入力

異常箇所や留意事項などの所見を自動で表示することにより、煩雑な文章作成を軽減できます。

浄化槽情報検索

写真や図面、維持管理要領書などの情報が登録できるので、現場での確認作業が容易になります。

コード	設置者	設置場所
10000001	山田 太郎	広島市中区大手町1-1-1
10000002	佐藤 二郎	広島市中区大手町1-3
10000003	山本 三郎	広島市中区大手町2-2
10000004	村上 四郎	
10000005	松本 五郎	
10000006	前田 六郎	
10000007	宮本 七郎	
10000008	藤本 八郎	
10000009	川本 九郎	
10000010	黒木 十郎	
10000011	三上 十一郎	
10000012	山本 一郎	

作業時間

大幅削減

ゲンバと一連のシステム導入で、事務処理を大幅削減。コストダウンに繋がります。

稼働実績

100%

体系化された導入時サポートにより稼働率100%！

満足度

200%

「きちんと」した現場管理と「しっかり」した顧客対応でお客様も、従業員も満足度UP！

株式会社 ジーテック

全国どこでも無料デモ実施中!

導入企業400社突破!!

『管理職人』 浄化槽維持管理システム し尿汲取管理システム

導入実績に培った業界のノウハウで業務改革の支援
DX推進の取り組み支援

いつか、あたりまえになることを。日々、進化するITを業務と繋げていきます。
ITに対しての抵抗も、あたりまえの日常になるようサポートいたします。

✓ 情報一元管理

顧客情報から作業予定・実績・売上・未入金・データ集計をトータル管理する事が可能です。顧客単位にキャビネット管理（フォルダ管理）機能で必要なファイル（ExcelやWord、PDF等）を一括管理する事が可能です。誰でもシステムを介せば必要な情報やファイルを閲覧でき情報共有をスムーズにする事ができます。

✓ モバイルサービス

モバイル端末を使う事により作業現場でシステムを介して作業結果を入力できる環境を構築致します。その場で入力する事が可能なため、帰社後の負担を軽減する事が可能です。

また、地図を活用し正確な位置情報を監理できるなど、紙よりも多くの情報を持ち運べるため、現場でスムーズな対応を実現する事が可能です。

✓ カスタマイズサービス

パッケージシステムをメインとし、業務に合わせた形でシステムを変更（カスタマイズ）する事が可能です。

より業務にフィットしたシステムを構築し、業務改善の一助となる事が期待できます。

✓ サポートサービス

訪問・電話・遠隔でのお客様の困ったをサポートする事が可能です。

また、システム以外のご相談にも可能な限り対応していきます。

まずはお気軽に
ご相談ください



環境工学研究所株式会社

岐阜県岐阜市六条大溝4-12-19(第3岐阜県環境会館3F)

TEL:058-276-0350

URL:<https://www.eel-corp.jp/>

スーパー・ジェットクリーンD型

LPG 燃焼方式による強力脱臭・強力殺菌！

燃焼方式による、し尿排気中の有害な雑菌も高温の炎で強力殺菌！

メンテナンスフリー

ランニングコストが安い！



スイッチによる簡単ワンタッチ点火



スーパー・ジェットクリーンの取付例



スーパー・ジェットクリーニングの取付例



新型安全点火装置により消し忘れを防ぎ
(※オプションになります。)
安全性と操作性がさらにパワーアップ !!

新型安全点火装置
特許取得



協業組合福島県南環境衛生センター SJC事業部

〒963-5341 福島県東白川郡塙町大字台宿字下稻沢 385-19

TEL 0247-43-2405 FAX 0247-43-2519

E-mail:kankan8sjc@chic.ocn.ne.jp

URL http://www.super-jet-clean.com



特許登録済

DEOMAGIC® VC1 Oil

衛生車・吸引車用消臭潤滑油 デオマジック® VC1 Oil
不快臭を甘い香りに変化させる潤滑油です
作業者様や近隣住民の臭いストレスを軽減致します。

お得！ 脱臭剤が不要になります。

簡単！ 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ

新技術！ 不快臭を吸込んで良い香りに変える技術

臭気改善で住み続けられるまちづくりを

不快臭を芳香に変えるメカニズム



お問合せ先 東邦車輛株式会社 部品部 部品営業課
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
デオマジック担当 TEL:045-784-1195
FAX:045-784-1196



東邦車輛株式会社

産廃処理のお悩み解決!! クリーンコンポシリーズ

バイオエネルギーで急速乾燥! 食品残渣・有機汚泥を1/10に減容します!

コンポC-90ET



コンポC-65ET



■ 处理能力

能 力	処理量	取出量
汚泥・食残 (水分80%)	5.0トン	1.3トン

※処理能力は、季節・地域によって異なる場合があります。

■ 特 長

生ゴミの重量を10分の1に

出来上がり堆肥は、良質な有機肥料になります。※1

低ランニングコスト

微生物発酵だから、熱源は不要。

1kg処理するのに必要な電気代は、2円。※2

臭気対策も簡単

密閉式だから、臭気対策も容易です。

■ 处理能力

能 力	処理量	取出量
汚泥・食残 (水分80%)	3.5トン	0.9トン

※処理能力は、季節・地域によって異なる場合があります。

省スペース

縦型の発酵槽だから、広い堆肥場が不要です。

シンプル設計

機械室と発酵槽を分離設計しています。

安心保証

末永くお使い頂くための充実アフターサービス。

※1 肥料の水分は30%前後となります。※2 水分・原料の性状によって異なります。



中部エコテック株式会社

<http://www.chueco.co.jp>

本社

〒457-0818 愛知県名古屋市南区白水町36番地179
TEL.(052)-614-6331 FAX.(052)-614-6332

E-mail

c-eco@chueco.co.jp

- 東北事業所 TEL.(0197)-62-3555 FAX.(0197)-62-3556
- 関東事業所 TEL.(048)-651-9981 FAX.(048)-651-9982
- 岡山事業所 TEL.(086)-430-1373 FAX.(086)-430-1375
- 九州事業所 TEL.(0986)-23-2350 FAX.(0986)-23-2335

ハンディ pH/ORPメータ —— 999シリーズ ——

現場使用を考慮した防水・防塵のボディに、バックライト付き液晶を採用。自動校正機能や、安定値を自動判断するオートホールド機能をはじめ、データ保存機能や指定時間間隔に自動測定・データ保存するインターバル測定などの多機能を装備。

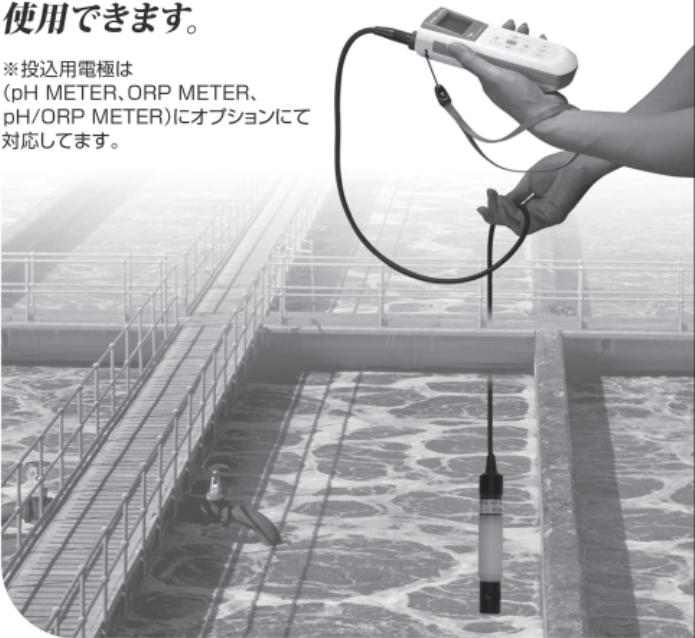


※投込用電極
計量法 型式承認 第SS091号 TPX-999、TPX999Si
計量法 型式承認 第S019号 電極

現場で。

現場での投げ込みにも
使用できます。

※投込用電極は
(pH METER, ORP METER,
pH/ORP METER)にオプションにて
対応してます。



実験室で。



株式
会社

東興化学研究所

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-18-8 TEL.03-3334-3481(代) FAX.03-3334-3484

<http://www.tokokagaku.co.jp>

担体快収・ふりわけ名人

浄化槽の汚泥の中に散らばった担体を、
バキューム車の真空を利用して効率的に
浄化槽から分離し回収できます。



デモンストレーションの動画は、QRコードから



〒975-0038

福島県南相馬市原町区日の出町498番地

株式会社 昭和衛生センター

☎ 0244-22-5134

fax 0244-24-5559

HP <https://showaeisei.co.jp>

(Googleから検索をお願いします)

環境に優しいこれからのエアポンプ

小さなエネルギーで、大きな未来を創造します。

Air Advanced Pump Series

低消費型エアポンプ



★ラインアップ

AP-30P (風量 30L/min) • AP-40P (風量 40L/min) • AP-50G (風量 50L/min) • AP-60G (風量 60L/min) •
AP-80H (風量 80L/min) • AP-100F (風量 100L/min) • AP-120N (風量 120L/min)

★特長

従来型に比べて最大 40% の低消費電力化を実現。

施工時のアース工事が不要。

新型保護スイッチ搭載で、より安心・安全にご利用いただけます。(60L/80L/100L/120L)

2口タイマー仕様



自動逆洗機能搭載エアポンプ

★ラインアップ

EP-80E(L・R) (風量 80L/min)
AP-100WEX (風量 100L/min)

★AP-100WEX 特長

2021 年 9 月発売開始

逆洗タイマー設定も各種浄化槽に対応します。(逆洗時間は、別途設定必要)

ご注文時取付方向確認不要。

*本機は左散気仕様のみとなります。右仕様への変更は付属のクロス配管をご利用下さい。

LW型



中間槽用エアポンプ

★ラインアップ

LW-150N (風量 150L/min) • LW-200N (風量 200L/min)
LW-250N (風量 250L/min) • LW-300 (風量 300L/min)
LW-350 (風量 350L/min) • LW-400 (風量 400L/min)

★特長

オイルフリーで、環境にやさしい LW シリーズが 風量 400L
まで対応。三相 200V ラインアップ。

150・200・250 が N シリーズに変わり最大 25% の省エネ実現。

安永エアポンプ株式会社

製品のスペック及びデザインは改善等の為予告なく変更する場合があります。

本 社 〒130-0014 東京都墨田区亀沢3-4-1
TEL:03-3621-3317 FAX:03-3625-8108
名張事業所 〒518-0444 三重県名張市箕曲中村920
TEL:0595-64-0411 FAX:0595-64-4165
<http://www.yasunaga-airpump.co.jp>



じょうでき SUPPORT

浄化槽・し尿システム



浄化槽システム

- ・作業漏れを管理したい!
- ・請求漏れを無くしたい!
- ・報告書作成が面倒
- ・顧客台帳をデータ化したい!



タブレット

- ・現場での手書きを無くしたい!
- ・作業後の入力が面倒
- ・現場の人が高齢でも使えるのかしら?



し尿システム

- ・料金の計算が面倒
- ・報告書の作成が手間
- ・システムを導入しても毎日の入力が大変そう



株式会社トスバックシステムズ

デモンストレーション・資料請求は **TEL 087-851-5357** ・ 左記QR もしくは、

https://www.tosbac-systems.co.jp/contact_agreement.html からお問い合わせ下さい。

全機種リニューアル



TIP SERIES



30~120L



タイマー付2口



150~250L



300~500L

大晃機械工業株式会社
TAIKO KIKAI INDUSTRIES CO., LTD.

<http://www.taiko-kk.com>

EM事業部

〒742-1513 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷966番地
TEL : (0820) 52-2147 FAX : (0820) 52-2148
E-mail : em-div@taiko-kk.com

- このカタログに記載した製品は性能向上のため予告なしに寸法及び仕様を変更することがあります。
- 仕様・性能曲線はカタログ参考値になります。



オフィスで必要なすべてを提供します

栗野事務機

〒500-8268

岐阜市茜部菱野 4-153-3

tel. 058-274-8706

fax. 058-274-5632

逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済！



逆洗・ばっ氣の切り替えが可能
右ばっ氣、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗6・12・168(7日間)時間
長時間設定可能。(通常10分)

自動逆洗式 メドーブロワ®

型式 **LAG-80E**



警報器が光とブザーで異常をお知らせ

圧力センサ方式で、高圧/低圧の異常を検知。

警報器付 メドーブロワ®

型式 **LAA-80**



故障前に異常を発見

200Lまでのピストン方式プロワに取付可能

アドオンプラグ付きで、コンセントをひとつに集約。

切換バルブユニット

型式 **MVU-AO**



プロワ検索



修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に！

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたずねください。

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メドー事業部 リニア販売部

〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

www.nitto-kohki.co.jp

大会運営についてのお問い合わせ

**全国環境整備事業協同組合連合会
全国大会実行委員会**

〒105-0004 東京都港区新橋4丁目31-7 中村ビル4階
TEL 03-6453-0607
FAX 03-6453-0608